

事業主の皆さん、個人住民税を納付書で納入の皆さんへ

個人住民税を 会社の給与から引いて納める 特別徴収のお願い

平成32年度～

問い合わせ先 税務課 (☎ 4 3 - 7 1 2 1)

広島県 個人住民税特別徴収

検索

特別徴収をしなければ
ならない対象

事業主は、特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、原則全ての従業員に特別徴収をする必要があります。従業員には、パート、アルバイト、短期雇用者、非常勤職員、役員などを含みます。

従業員が前年中に給与の支払いを受けており、かつ、当年の4月1日に給与の支払いを受けている場合、事業主は原則として特別徴収しなければなりません。

特別徴収のメリット

特別徴収額の計算は府中市が行いますので、事業主の皆さんには、通知された税額を納めていただくだけです。

従業員の皆さんには、金融機関に向いて納税する手間が省け、納付を忘れて延滞金が掛かる心配がありません。また、年12回に分けて納めるため、年4回の普通徴収に比べて1回当たりの納税額が少なく済みます。

特別徴収による納税手続きの流れ



従業員

(納税義務者)

4 特別徴収税額決定通知書の
配付(納税義務者用)
(5月31日まで)

5 住民税を給与から天引き
(6月分から翌年5月分まで)



事業主

(特別徴収義務者)

1 給与支払報告書の提出
(1月31日まで)

2 税額の計算

3 特別徴収税額決定通知書の
送付(特別徴収義務者の指定)
(5月31日まで)

6 住民税を納入
(翌月10日まで)



市 町

介護職員初任者 研修講座の 受講者を募集

福祉の仕事を目指す高校生・大学生をはじめ、介護に興味のある人なら、どんなでも受講できます。

就職、再就職、家族介護、地域での高齢者のサポートなどに役立ちます。

とき 11月11日(日)～2月24日(日)の毎週日曜日9時～17時(全14回)

ところ 介護老人福祉施設 あいあい

定員 20人

受講料 5万円

※テキスト代も含まれます。

高校生、大学生、60歳以上の人は半額。

申し込み方法 電話で申し込んでください。

申し込み期限 11月5日(月)申し込み・問い合わせ先 社会福祉法人 桜風会 介護老人福祉施設あいあい (☎ 4 1 - 5 0 0 0)

秋の火災予防運動

11月9日(金)～15日(木)

火災が発生しやすくなる時季を迎えます。地域で身近に潜む火災危険を取り除き、未然に防ぎましょう。

3つの習慣

▽寝たばこは、絶対やめる。

▽ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。

▽ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

▽逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。

▽寝具や衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。

▽火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。

▽お年寄りや身体の不自由な人を守るために、近隣の協力体制をつくる。

問い合わせ先 福山地区消防局予防課 (☎ 0 8 4 - 9 2 8 - 1 1 9 2)